

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業
貸付制度の手引き

社会福祉法人千葉県社会福祉協議会

問合せ先

社会福祉法人千葉県社会福祉協議会

福祉資金部

〒260-8508 千葉県千葉市中央区千葉港4-5

千葉県社会福祉センター5F

TEL. 043-244-2945 FAX. 043-245-9338

※申請後に、申請内容について上記電話番号等からお問い合わせする場合があります。

1 ひとり親家庭高等職業訓練促進資金について

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金（以下「訓練促進資金」という。）とは、千葉県内で高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対して資金を貸し付けることで自立促進を図ることを目的とする制度です。

資格を取得した日から1年以内に原則千葉県内で就職し、取得した資格が必要な業務に従事して5年間就業を継続することで、返還債務の全部が免除されます。

※千葉市で高等職業訓練促進給付金を受給している方は、千葉市社会福祉協議会にお申し込みください。

（1）実施主体

社会福祉法人千葉県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）

（2）資金種類

資金種類は次の2つです。

【入学準備金】上限 500,000円

高等職業訓練促進給付金の対象となっている養成機関へ入学する際の準備金

貸付金使途例：養成機関に払う入学金、授業料1期分、教材費等、参考図書、学用品、通学にかかる交通費（上限：1ヶ月分）

【就職準備金】上限 200,000円

高等職業訓練促進給付金の対象となっている養成機関の課程を修了し、資格を取得した方が就職する際の準備金

貸付金使途例：就職により転居が伴う場合の転居費用

就職にあたり必要な被服費、通勤用の自転車

※平成31年度の申請から、自動車購入費については申請不可となりました。

（3）貸付対象者

貸付対象者は次の**全てを満たす方**とします。

① 高等職業訓練促進給付金※の支給を受ける方

ただし、専門実践教育訓練給付金等を受給している方及び自立支援教育訓練給付金を受給している方は、上記（2）に示す入学準備金の貸付対象とはなりません。

② 千葉県に住民登録をしている方（千葉市を除く）

③ 高等職業訓練促進給付金の対象となった養成機関を修了し、資格を取得し、原則千葉県内において、取得した資格が必要な業務に従事しようとする方

（取得した資格が必要な業務に従事する時間が週に20時間以上あること）

④ 他の都道府県指定都市で本資金を借り受けていない方

※高等職業訓練促進給付金とは、母子・父子家庭の方々が看護師や介護福祉士等の資格取得のために、1年以上養成機関で修業する場合に、修業期間中の生活の負担軽減や入学時の負担軽減のために給付する資金のことです。

詳細については、市にお住まいの方は各市のホームページ、町村にお住まいの方は県のホームページをご覧のうえ各自治体にご相談ください。

(4) 貸付利子

無利子。連帯保証人を立てない場合は、返還債務の履行猶予期間は無利子とし、履行猶予期間経過後には年1.0%の利率とします。

ただし、返還となった場合に返還期限を過ぎると年3.0%の延滞利子を徴収します。

(5) 連帯保証人

連帯保証人が原則1名必要です。やむを得ない理由により連帯保証人を立てられない場合でも貸付けは可能です。

① およそ年収150万円以上有する方

②申請時に75歳以下の方

③連帯保証人は、借受人と連帯して債務を負う立場であるため、無収入の方や生活保護受給者等保証能力のない方は連帯保証人になれません。

④同居している親族（住民票上の「世帯分離」の有無を問わない）については、基本的に好ましくありませんが他にいない場合に認めることができます。

2 申請手続き等について

(1) 貸付けの申込み

高等職業訓練促進給付金の支給手続きを行った市または健康福祉センターに、申請書と下記必要書類を揃えてお申し込みください。

【共通】

①ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付申請書（様式第1号）

②身上調書（様式第2号）

③推薦書（様式第3号）

④申請者顔写真付きの本人確認書類の写し（連帯保証人を立てる場合は同様に1通）
(運転免許証、住民基本台帳カード、パスポート、学生証等)

⑤世帯全員の記載のある住民票（借受人・連帯保証人）

（マイナンバーの記載がないもの、発行から3か月以内）

⑥連帯保証人の収入を証明する書類（源泉徴収票の写し、確定申告書の写し等）

⑦個人情報の取扱いについて

⑧その他県社協会長が必要と認める書類等

【入学準備金を申請する場合】

①訓練促進給付金の決定通知の写し

②入学の準備にかかる経費の額のわかる領収書等

【就職準備金を申請する場合】

①修了支援給付金の決定通知の写し

②就職の準備にかかる経費の額のわかる領収書等

③卒業証明書

④取得した資格の資格者証等の写し

※原則、資格の登録証（看護師免許証、保育士証など）をご提出いただきますが、登録証発行に時間がかかる場合、合格通知などでも構いません。ただし、後日登録証が発行され次第、県社協へ写しを送付してください。
※准看護師の学校を卒業後、正看護師の学校に進学する場合には、就職準備金の申請は正看護師の学校を卒業後の申請となります。その際に高等職業訓練促進給付金を受給していくなくても申請可能です。

(2) 貸付けの決定

提出された書類を審査し貸付けの可否を決定いたします。

貸付決定の場合は県社協会長と借受人の間で貸付けに係る契約を締結いたします。

(3) 貸付金の交付

入学準備金、就職準備金とともに一括で交付します。また、入学準備金の送金は入学後となり、就職準備金は養成機関卒業後の送金となります。

※複数年度高等職業訓練促進給付金の支給を受ける場合は学年が変わるごとに訓練促進資金在学届（様式第20号）の提出が必要です。

(4) 貸付契約の解除

次のいずれかに該当する場合に貸付契約を解除します。

- ①養成機関を退学したとき
- ②業務外の理由により死亡したとき
- ③借受人から貸付金交付期間中に契約の解除の申し出があったとき
- ④その他訓練促進資金の貸付けの目的を達成する見込みがなくなったとき
- ⑤高等職業訓練促進給付金の対象者ではなくなったとき

(5) 資金の返還

借受人は次のいずれかに該当した場合に、当該事由が生じた日の属する月の翌月から県社協が定める期間内に、一括又は月賦（原則として月額1万円以上）、半年賦により、県社協が指定した金融機関口座に送金いただきます。

- ①貸付契約を解除されたとき
- ②借受人が養成機関を修了し、かつ、1年以内に資格試験を受験し合格できなかった場合であって、翌年度の資格試験を受験し合格できなかったとき
- ③借受人が養成機関を修了し、かつ、資格取得した日から1年以内に取得した資格が必要な業務に従事しなかったとき
- ④借受人が取得した資格が必要な業務に従事する意思がなくなったとき
- ⑤業務外の事由で死亡し、又は心身の故障で業務に従事できなくなったとき

(6) 返還の猶予

次のいずれかに該当する場合は当該事由が継続する期間、貸付金の返還を猶予することができます。（毎年度書類の提出が必要です。提出がない場合は返還対象となります。）

- ①借受人が訓練促進資金の貸付けを停止された後も引き続き養成施設に在学しているとき
- ②借受人が養成機関を卒業後、他種の養成機関で修学しているとき
- ③借受人が当該養成機関を修了後、資格を取得した日から1年以内に原則として千葉県内で取得した資格が必要な業務に従事したとき
(取得した資格が必要な業務に従事する時間が週に20時間以上あること)
- ④災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき

(7) 返還の免除

次のいずれかに該当する場合は、訓練促進資金の全部が返還免除となります。

- ①原則千葉県内の施設等で、取得した資格が必要な業務に従事して5年間就業を継続したとき
- ②業務上の理由により死亡し、貸付けを受けた訓練促進資金を返還することができなくなったとき

(8) 届出義務

借受人又は連帯保証人は、免除される期間までの間に必要な書類を県社協に提出する必要があります。必要書類に関しては、14ページの「各種届出手続きについて」をご参照のうえ提出してください。

※自発的な届出がない場合は、県社協から文書督促いたしますが、長期にわたり届出がない場合は返還対象となりますので、御注意ください。

(9) 各種書類記入上の注意点

- ①訂正がある場合には、修正テープ等を使用せず、訂正箇所を二重線で引いて訂正印を押してください。
 - ②各種書類を消せるボールペンで記入しないでください。
 - ③各種書類には申込者（借受人）、連帯保証人本人が必ずそれぞれ署名・捺印してください。（申請書の連帯保証人欄は連帯保証人本人が記入のこと。）
- ※申請書に記入漏れや書類の不備がある場合には、貸付けの可否を判断することができず審査保留となりますので、提出前によく確認をしてください。

3 貸付申請から資金交付までの流れ

貸付申請

該当する市又は健康福祉センターに申請書類を提出



審査及び貸付決定

- (1) 県社協が貸付けの可否を決定
- (2) 貸付けの可否を県社協から申請者に通知
 - ①貸付決定の場合：貸付決定通知書（様式第5号）と借用証書（様式第7号）を送付
 - ②貸付不承認の場合：貸付不承認通知書を送付



以下は貸付決定の場合

契 約

貸付決定者は以下の書類を県社協に提出

- ・借用証書（様式第7号）
- ・印鑑登録証明書（借受人、連帯保証人、法定代理人）※発行から3か月以内
- ・振込口座の情報のわかるものの写し



資金の交付

借用証書（様式第7号）に記載された口座に貸付金を送金（一括交付）

※借用証書を提出されても不備がある場合には、不備が解消されるまで送金できません

4 貸付中の手続き

在学届の提出

入学準備金の借受人

年度が変わることごとに以下の書類を県社協に提出

- ・訓練促進資金在学届（様式第20号）

※学校発行の在学証明書で代用可能

（1）退学・留年・休学・停学・復学

借受人が退学・留年・休学・停学・復学したときは以下の書類を県社協に提出

- ・訓練促進資金退学等届（様式第17号）

（2）貸付けを辞退する時

（1）貸付けを辞退したいときは、以下の書類を県社協に提出

- ・訓練促進資金貸付契約解除届（様式第8号）

（2）県社協から借受人に契約解除通知書を送付



退学・辞退した場合

6 返還することになった場合の手続き 9ページへ

5 貸付後の手続き（返還猶予・返還免除の場合）

借受人が養成機関卒業後、資格を取得し、その資格を必要とする業務に従事した場合には、返還の猶予を行う必要があります。その後、引き続き5年間当該業務に従事した場合（取得した資格が必要な業務に従事する時間が週に20時間以上あること）には、訓練促進資金の返還を免除することが可能です。（毎年書類の提出が必要です。提出がない場合は返還対象となります。）

【猶予の場合】

返還猶予申請

就業後、以下の書類を県社協に提出

- ①訓練促進資金返還債務猶予申請書（様式第11号）
- ②訓練促進資金就業届（様式第18号）
- ③訓練促進資金現況届（様式第21号）

又は訓練促進資金自営業等現況届（様式第27号）

- ④採用通知等の写し
- ⑤取得した資格の資格者証等の写し

※必ず提出してください。なお、職場の業務関係上等の理由により遅れる場合は、県社協へ連絡してください。長期にわたり提出がない場合は返還の手続きをさせていただきます。



返還猶予決定

県社協は返還猶予の可否を決定し、借受人に通知



業務に従事

（1）返還猶予期間中は、毎年4月に、4月1日以降の日付で、

- ①訓練促進資金返還債務猶予申請書（様式第11号）
- ②訓練促進資金現況届（様式第21号）

又は訓練促進資金自営業等現況届（様式第27号）を県社協に提出

（2）返還猶予期間中に氏名・住所・勤務先が変更となった場合

- ①訓練促進資金氏名等変更届（様式第16号）
- ②訓練促進資金就業先変更届（様式第19号）
- ③変更事由のわかる書類を県社協に提出

※勤務先の変更の場合は、訓練促進資金現況届（様式第21号）を前職分・現職分共にご提出をしてください。

※准看護師から正看護師資格取得のために学校に通われる方は、正看護師の学校に入学後に返還猶予申請書（様式第11号）及び在学届（様式第20号）の提出が必要です。

【免除の場合】

返還免除申請

原則として就業した日から、引き続き5年間当該業務に従事した場合には訓練促進資金の返還免除の対象となる

返還免除に係る書類を県社協に提出

・訓練促進資金返還債務免除申請書（様式第10号）

・訓練促進資金現況届（様式第21号）

又は訓練促進資金自営業等現況届（様式第27号）



返還免除決定

県社協から返還免除の可否を借受人に通知

返還免除決定の場合は借用証書（様式第7号）及び印鑑登録証明書を借受人等に返却

(例)

4月から業務に従事している場合

1年目4月・・・様式第11、18、21（27）号 猶予期間は4月～3月

2年目4月・・・様式第11、21（27）号 猶予期間は4月～3月

3年目4月・・・様式第11、21（27）号 猶予期間は4月～3月

4年目4月・・・様式第11、21（27）号 猶予期間は4月～3月

5年目4月・・・様式第11、21（27）号 猶予期間は4月～3月

6年目4月・・・様式第10、21（27）号 ☆返還免除☆

9月から業務に従事している場合

1年目9月・・・様式第11、18、21（27）号 猶予期間は9月～3月

2年目4月・・・様式第11、21（27）号 猶予期間は4月～3月

3年目4月・・・様式第11、21（27）号 猶予期間は4月～3月

4年目4月・・・様式第11、21（27）号 猟予期間は4月～3月

5年目4月・・・様式第11、21（27）号 猟予期間は4月～3月

6年目4月・・・様式第11、21（27）号 猟予期間は4月～8月

6年目9月・・・様式第10、21（27）号 ☆返還免除☆

※1年目から5年目の猶予期間はいずれも3月までとなります。2年目からは毎年4月に猶予申請を行ってください。4月以外の月から従事した場合は、6年目の4月から従事開始の前月までの猶予が必要です。返還免除は引き続き5年間業務従事した場合に対象となります。

6 返還することになった場合の手続き

養成機関を卒業後、1年以内に原則として千葉県内で取得した資格が必要な業務に従事しない場合や、養成機関を退学した等の場合、貸付金の全部を返還していただくことになります。

返還に該当すると思われる場合は、まず県社協に連絡してください。

養成機関卒業後、1年以内に資格が必要な業務に従事できなかった場合

貸付契約の解除理由が発生した場合

- ・養成機関を退学したとき
- ・業務外の理由により死亡したとき
- ・借受人から貸付金交付期間中に契約の解除の申し出があったとき
- ・その他訓練促進資金の貸付けの目的を達成する見込みがなくなったとき
- ・高等職業訓練促進給付金の対象者でなくなったとき



返還の申請

借受人は県社協に以下の書類を提出

- ①訓練促進資金返還計画書（様式第14号）
- ②返還理由のわかる書類
- ③訓練促進資金貸付契約解除届※貸付契約の解除を希望するとき（様式第8号）
※返還計画の期間に関しては、借受人と返済できる金額を相談のうえ計画を決定
(月賦の場合、原則として月額1万円以上)



返 還

- ・県社協から返還決定通知を借受人に送付
- ・借受人は返還計画どおりに貸付金を返還



返還完了

- ・貸付金の返還が完了したときには、県社協から借受人に借用証書（様式第7号）と印鑑登録証明書を返却

【よくある質問】

1 貸付申請について

(1) 申請方法

Q 1 ひとり親家庭高等職業訓練促進資金はどのように申し込みますか？

A 高等職業訓練促進給付金の申請窓口を通じて千葉県社会福祉協議会福祉資金部にお申し込みください。

Q 2 ひとり親家庭高等職業訓練促進資金の入学準備金と就職準備金は同時に申し込みことは可能ですか？

A 入学準備金と就職準備金の申請時期は別になります。

Q 3 高等職業訓練促進給付金を受けて養成機関に通う予定ですが、在学中に子どもが20歳になるため、途中で給付金が支給されなくなってしまいます。その場合、貸付けを受けることはできますか？

A 養成機関入学時に高等職業訓練促進給付金の対象者である場合、入学準備金の貸付対象となります。
その後、養成機関在学中に高等職業訓練促進給付金の対象者でなくなった場合には、入学準備金の返還対象となります。ただし、在学中は返還猶予ができます。
就職準備金は貸付けの対象外となります。

Q 4 高等職業訓練促進給付金と併せて、専門実践教育訓練給付金を活用する予定です。貸付けの申請をすることはできますか？

A 目的を同じくする他の公的な給付金などを活用する場合は、貸付対象外となります。専門実践教育訓練給付金等及び自立支援教育訓練給付金には、養成機関への入学会費や教材費などの給付が含まれるため、入学準備金は対象外となります。
養成機関卒業後、就職準備金の申請は可能です。

(2) 貸付額について

Q 1 ひとり親家庭高等職業訓練促進資金の上限は入学準備金50万円、就職準備金20万円ですが、必ず限度額で申し込むということですか？

A 貸付金の上限はそれぞれ入学準備金50万円、就職準備金20万円ですが本資金は給付ではなく貸付けであることをふまえ、高等職業訓練促進給付金の窓口と相談の上、必要額をお申し込みください。
なお、審査の結果、貸付金が一部減額となる場合もあります。

(3) 貸付金の送金について

Q 1 貸付決定になった場合に貸付金はどのような形で送金されますか？

A 貸付決定後に借用証書により契約を交わした後、指定の口座に一括送金します。

(4) 養成機関在学中

Q 1 入学準備金を借り入れた後、養成機関在学中に結婚してひとり親でなくなった場合はどうなりますか？

A 養成機関在学中にひとり親でなくなった場合には、高等職業訓練促進給付金の対象者でなくなるため、入学準備金の返還対象となります。ただし、在学中は返還猶予ができます。
なお、養成機関卒業後に結婚してひとり親でなくなった場合には、返還対象とはなりません。

(5) 返還について

Q 1 返還決定した後に計画通りに返還しなかった場合は、どのようになりますか？

A 返還となった場合、ご本人の状況に応じて返還計画を立てますが、返還期限内に貸付金を返還されれば返還完了となります。ただし、最終返還期限を過ぎると、残元金に対して3.0%の延滞利子が発生します。

(6) 業務状況について

Q 1 在学届や卒業後の訓練促進資金貸付金現況届（様式第21号）は毎年提出する必要がありますか？

A 入学準備金を借り受けた方は、進級した際に在学届の提出が必要です。また、就業猶予期間中は毎年、訓練促進資金返還債務猶予申請書（様式第11号）および訓練促進資金現況届（様式第21号）の提出が必要です。
長期にわたり提出が無い場合は、貸付金を返還対象とする場合があります。

Q 2 准看護師の学校卒業後、正看護師の学校に進学する場合、訓練促進資金の貸付けを受けることはできますか？

A 准看護師の学校からそのまま正看護師の学校に通われる方は、入学準備金は准看護師の学校の入学時、就職準備金は正看護師の学校の卒業時がそれぞれ対象となります。正看護師の学校に進学する場合には准看護師の卒業時に就職準備金の貸付けを行わず、正看護師の卒業時に貸付けを行うこととなります。

Q 3 県境の場合等、県外で業務に従事した場合、返還の対象となりますか？

A 県内での従事を原則としていますが、勤務先が県外であっても5年間の業務従事期間を満たせば免除対象とする場合もあります。

Q 4 業務従事は切れ目なく働かなくてはならないですか？当初の勤務先を退職後、求職活動で時間が空いてしまう場合の取扱いはどのようになりますか？

A 転職等で業務従事できない期間がでることは一定程度やむを得ないとみなしますが、求職活動の期間が半年以上長くなる場合には県社協に御相談ください。

Q 5 休職中でも猶予の対象となりますか？

A 雇用が継続している場合は、疾病等により休職している期間についても、猶予の対象となります。また、業務従事期間に算入されます。

Q 6 求職活動の期間も業務従事期間に含むとのことです、卒業後ずっと仕事が見つからず、1年以上求職活動をしている場合、猶予は認められますか？

A 養成機関卒業後、資格を取得して1年以内に業務に従事しない場合は返還対象となります。

Q 7 養成機関には4月に入学しているものの、手続きが遅くなるなどして5月を過ぎて高等職業訓練促進給付金を受けるような場合は、入学準備金の貸付けを受けることはできますか？

A 個別の対応となります。申請時期が遅れた場合であっても申請は受け付けています。入学準備金については6月末日までにお申し込みください。9月入学の養成施設の場合、11月末日を申込みの期限といたします。また、就職準備金については、就職した月の翌々月の末日まで（例：4月就職なら6月末日まで）にお申し込みください。

Q 8 貸付金の返還猶予や返還免除の要件である、「取得した資格が必要な業務に従事」の「取得した資格が必要な業務」とは何ですか？

A 「取得した資格が必要な業務」とは「資格を取得している場合に限って就くことができる業務」です。そのため、「取得した資格が必要な業務」に従事しようとする際は、募集要項等を確認してください。
ただし、資格が必須条件でなくとも資格手当等が支給されている場合は、「取得した資格が必要な業務」に従事したとみなします。

申請・届出等様式一覧

様式番号	様式名
様式第1号	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付申請書
様式第1号（記入例）	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付申請書（記入例）
様式第2号	身上調書
様式第2号（記入例）	身上調書（記入例）
別紙	「ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業」の申込・利用にあたって 個人情報の取扱いについて
様式第3号	推薦書
様式第4号	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金債務引受書／債務引受に係る同意書
様式第5号	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付決定通知書
様式第6号	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付不承認通知書
様式第7号	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金借用証書
様式第8号	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付契約解除届
様式第9号	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付契約解除通知書
様式第10号	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金返還債務免除申請書
様式第11号	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金返還債務猶予申請書
様式第12号	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金返還債務免除決定通知書
様式第13号	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金返還債務猶予決定通知書
様式第14号	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金返還計画書
様式第15号	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金返還計画変更願
様式第16号	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金氏名等変更届
様式第17号	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金退学等届
様式第18号	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金就業届
様式第19号	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金就業先変更届
様式第20号	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金在学届
様式第21号	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金現況届
様式第22号	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金死亡届
様式第27号	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金自営業等現況届